

岡山県備前市 外国語指導助手（ALT）採用事業に関する当職らの見解について

2026年8月25日

弁護士法人キャストグローバル

弁護士 村尾 龍雄

弁護士 岸 毅

標記の件につき、当職らは、株式会社アチーブゴールの顧問弁護士として、以下のとおり、本件の事実経過を明らかにするとともに、当職らの見解を示させていただきます。

第1 岡山県備前市における外国語指導助手（ALT）採用事業の経緯について

- 1 備前市の吉村武司前市長は、社会のグローバル化等を踏まえ 2021 年 10 月に「備前市教育大綱」を策定し、国際教育・英語教育重視の方針を示されました。これを受け、備前市と株式会社アチーブゴール（以下「当社」といいます。）は 2025 年 1 月 21 日、学校教育の充実等を内容とする「包括連携に関する協定書」を締結いたしました。
- 2 同協定を踏まえ、同年 2 月 7 日、備前市とフィリピン共和国セブ州コルドバ町は「教育文化交流協定」を、同日、コルドバ町と当社は「あっせん機関協定」を締結し、当社は招聘 ALT がフィリピン共和国法上の利益を享受することを保証する役割を担いました。
- 3 同年 3 月 21 日に備前市議会で ALT 事業予算が可決され、候補者 75 名全員がオンライン面接を経て採用決定、同月末までに転入手続を終え、同年 4 月 1 日、会計年度任用職員（任期 2026 年 3 月 31 日まで）として正式採用、順次学校現場に配置されました。

第2 当社は、備前市の要求に従い契約締結に先立って対応を行ってきたにもかかわらず、契約締結直前に同市が突然「職業安定法違反の可能性」を理由として契約締結を拒否したこと

- 1 75 名の ALT に関し、備前市発注の委託業務として、生活支援を内容とする「基礎支援業務」（随意契約で当社を予定者として手続が進行し、契約保証金約 1 千万円も振込済み）と、学校現場支援を内容とする「サポート事業」（提案上限額 1 億 1500 万円のプロポーザル方式、当社も応募準備済み）が予定されていました。しかし、いずれについても合理的な理由の説明なく手続が先延ばしにされ、前者は契約締結拒否、後者は事業中止に至りました。

- 2 当社は 2024 年 1 月以降、フィリピン共和国現地での ALT 候補者の選定・育成や日本への渡航費用等に多額の費用を投じて準備を進めましたが、備前市は 75 名全員を採用するや、一方的に契約締結を白紙撤回し、当社を排除したまま ALT を稼働させるという対応をとりました。かような契約締結の白紙撤回の理由として、備前市は後述するように「職業安定法違反の可能性」を持ち出しております。
- 3 2025 年 5 月 29 日、当職（村尾）は代表取締役に伴われて備前市を訪問し契約締結を促しましたが応じられず、同年 6 月 27 日付け長崎信行現市長名の通知書で契約を事実上全面拒否されました。備前市は ALT の「基礎支援業務」についての引継ぎに関する当社とのやりとりも拒絶していたところ、外国に来たばかりの ALT75 名をただ放っておくわけにはいかないため、当社は、契約が未締結であり備前市から支払いを受けられないまま、自ら費用を持ち出す形で ALT の支援業務を行わざるを得ない状況に置かれていました。
- 4 備前市は 3 会計年度連続任用の予定を事前に説明していたにもかかわらず、2026 年 1 月 14 日、突然同年 4 月 1 日以降の任用をしない旨を各 ALT に直接通知しました。

第 3 当社が職業安定法に違反して労働者供給事業を行った事実は皆無であること

- 1 2026 年 1 月 14 日の任用打切り通知と同日、市政記者会にも通知文が送付され、「当社との間で二重雇用又はこれに類する状態にあり、職業安定法違反の可能性が極めて高い」とする報道がなされ、備前市ホームページでも同旨の記載がされました。
- 2 長崎現市長も同年 2 月 10 日の定例記者会見で、吉村前市長時代の ALT 雇用について「プロセスに疑問がある」として第三者委員会設置の意向を示すなど、同様の認識に基づく発言を行われました。
- 3 当社は備前市に対し説明・協議の機会を再三求めましたが、応じられませんでした。この間、当社は他自治体からもコンプライアンス体制に関する問合せを受け、各地方議会でも質疑対象となるなど副次的な被害を受けています。
- 4 東京労働局からの問合せに応じ、当社は 2026 年 3 月以降当局に説明を行い、同年 8 月 5 日、**職業安定法違反の事実は認められなかった（「違反の事実なし」）旨の通知**を受けました。
- 5 職業安定法上、労働者供給に該当するには供給元・供給先間の契約に基づき他人の労働に従事させ、かつ供給元と労働者間に雇用関係ないし支配従属関係があることが前提となります。2025 年 4 月 1 日以降、当社と 75 名の ALT との間に雇用関係・支配従属関係はありません。備前市側は、当社がコルドバ町との協定に基づき ALT の生活を一時的にサポートしたことのみをもって支配従属関係・実質的雇用関係があると主張し、二重雇用であるとの理屈を用いてきたものです。

- 6 当社はコルドバ町とのあっせん機関協定により ALT の法的利益享受を保証する立場にあり、来日直後の ALT の生活を最小限サポートせざるを得なかったにすぎず、支配従属関係や実質的雇用関係は一切ありません。この点は、令和 7 年の備前市厚生文教委員会報告書における当時の担当部課長の発言（フィリピン共和国法上の利益享受保証のため当社が入っている旨、あっせん機関協定に基づき当社により最低限の生活環境が準備されている旨）からも明らかであり、東京労働局の判断は当然と考えます。

第 4 備前市側の一連の公表・発言は当社及び代表者の立場への配慮を欠いたものであり、当職らとしては、遺憾の意を表明せざるを得ないこと

- 1 職業安定法 44 条違反は刑事罰（拘禁刑又は罰金）の対象であり法人処罰規定もあります（同法 64 条 10 号、67 条）。備前市側の一連の公表・発言は、当社が特定できる形で犯罪の疑いが濃厚であるとするもので、当社及び代表者の社会的評価を低下させるものです。
- 2 このような公表・発言をされる以上、真実性又は真実と信じるにつき相当の理由が必要であり、公的信頼性の高い地方自治体による発表・発言であれば尚更その責任は重いというべきです。
- 3 しかるに、摘示された事実は真実ではなく、相当の理由もなかったことはこれまで述べたとおりです。契約締結の白紙撤回の理由として説明されたものであったとしても、前述のとおり備前市の方針に沿って真摯にその役割を果たそうと努力してきた民間企業に対し、その立場への配慮を欠いた公表・発言が行われたことについて、当職らとしては、遺憾の意を表明せざるを得ません。
- 4 当社は、これまで地方自治体をはじめとする多くの皆さまとの信頼関係のもとで、国際教育の推進に資する事業に一貫して真摯に取り組んでまいりました。当社といたしましては、今後とも法令遵守の徹底を図りつつ、関係の皆さまに対し、事実関係を誠実かつ丁寧にご説明申し上げることを通じ、正しいご理解を賜りたく存じております。地方自治体の皆さまをはじめ、当社のお客様方におかれましては、本件における当社の立場につきご賢察を賜りますとともに、今後とも変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますよう、伏してお願い申し上げます。